

公益社団法人日本カヌー連盟 役員・職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）の役員及び職員（以下「役・職員」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業運営の公正さに対する本連盟会員の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、以て本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員の範囲)

第2条 本規程における役員とは、本連『定款』第3章第15条に規定する理事・監事、並びに第8章第59条に規定する各委員会委員をいう。

2. 職員とは本連盟『定款』第9章第60条に規定する職員をいう。

(役・職員の基本的責務)

第3条 役・職員は、本連盟『定款』第1章第3条に規定する【目的】を達成するため、本連盟関係規程に基づき、職務を公正且つ誠実に履行しなければならない。

(役・職員の遵守事項)

第4条 役・職員は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用等の行為を行ってはならない。

2. 役・職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4. 役・職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役・職員は、自らの社会的立場を認識して、つねに自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動を取らなければならない。

6. 前1～5項の具体的内容については、財団法人日本体育協会が定めた「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に準ずるものとする。

(倫理委員会)

第5条 本規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会は、会長を議長に、副会長、専務理事、常務理事手で構成し、必要に応じて会長が召集する。

(役・職員が本規程に違反した場合の対処)

第6条 役員に、本規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、管理責任者(担当常務理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員が本規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に『役員懲戒規程』に基づき必要な措置をとるものとする。

2. 職員に関する処分は、本連盟『職員就業規程』の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。